確定拠出年金　配分指定書

確定拠出年金　配分指定書（個人型掛金用・40商品用）

日本ｲﾝﾍﾞｽﾀｰ・ｿﾘｭｰｼｮﾝ・ｱﾝﾄﾞ・ﾃｸﾉﾛｼﾞｰ株式会社 御中

以下のとおり、掛金の配分割合を指定します。
なお、配分指定の内容および【本書ご提出に関するご留意事項】の指定運用方法の適用に関する注意事項について確認の上署名しました。

1 記入日　20　年　月　日

※太枠線内は全て記入必須項目です。ボールペンではっきりと漏れなく正確にご記入ください。

契約番号	9	0	3	8	0	5	4

運用商品名	商品番号	配分割合		
ＤＩＡＭ投資ソムリエリスク抑制	001		%	1
ＤＩＡＭ投資ソムリエＤＣ	002		%	2
Ｏｎｅ国際分散投資リスク６％	017		%	3
Ｏｎｅ国際分散投資リスク８％	018		%	4
Ｏｎｅたわらバランス安定型	003		%	5
Ｏｎｅたわらバランス安定成長型	004		%	6
Ｏｎｅたわらバランス成長型	005		%	7
Ｏｎｅたわらバランス積極型	006		%	8
Ｏｎｅたわら国内債券	007		%	9
おおぶねＪＡＰＡＮ	019	2	%	10
ＯｎｅＤＣ国内株式インデックス	008		%	11
Ｏｎｅたわら先進国債券	009		%	12
Ｏｎｅたわら先進国債券ヘッジ有	010		%	13
農林中金長期厳選投資おおぶね	011		%	14
おおぶねグローバル	020		%	15
Ｏｎｅ未来の世界ＥＳＧ	021		%	16
Ｏｎｅたわら先進国株式	012		%	17
Ｏｎｅたわら先進国株式ヘッジ有	013		%	18
Ｏｎｅたわら新興国株式	022		%	19
Ｏｎｅたわら国内リート	014		%	20

運用商品名	商品番号	配分割合		
Ｏｎｅたわら先進国リート	015		%	21
みずほＤＣ定期預金（１年）	016		%	22
			%	23
			%	24
			%	25
			%	26
			%	27
			%	28
			%	29
		2	%	30
			%	31
			%	32
			%	33
			%	34
			%	35
			%	36
			%	37
			%	38
			%	39
			%	40

合計　１００％

【ご案内】
1．配分割合のご指定はインターネットサービスでも受付けております。
2．当配分指定書をご提出された後にインターネットサービス等で配分割合をご変更される場合は、配分指定書の内容が反映された後に行ってください。

【ご記入要領】
1．配分割合は1％単位で指定し、その合計が100％であることをご確認ください。配分割合が0％の場合、配分割合の記入は不要です。
2．記入内容を訂正される場合は、訂正箇所に二重取消線を引き、余白に訂正後の内容を記載ください。訂正印（署名）は不要です。

【ご注意】
1．配分指定書の管理は契約番号・基礎年金番号・生年月日・配分割合で行いますので、ご提出の際にはお手数でも、記入された内容を再度ご確認ください。

【本書ご提出に関するご留意事項】
1．加入者の方の利便性を考慮し、本書に記載の配分割合を掛金以外の他のご入金にも適用いたします。
2．指定運用方法（運営管理機関が定めた運用商品）が提示されている契約（プラン）において、本書の記載がない場合、初めての掛金入金後の一定期間（同機関が定める特定期間、および猶予期間といいます）を基準として次の取扱いとなります。
　ⅰ）一定期間経過前にご入金いただいた掛金等の資産（未指図資産といいます）
　　一定期間経過後、速やかに指定運用方法を購入いたします。ただし、一定期間経過前の当社が定める期限までにインターネットサービス等で配分割合をご指定いただいた場合は、その時点の未指図資産を元に速やかにご指定の配分割合で商品を購入（それ以降のご入金に対しても同様の取り扱い）いたします。
　ⅱ）一定期間経過後にご入金いただいた掛金等の資産
　　ご入金の都度、指定運用方法を購入いたします。ただし、ご入金毎の当社が定める期限までにインターネットサービス等で配分割合をご指定いただいた場合は、それ以降のご入金に対しご指定の配分割合で商品を購入いたします。
3．指定運用方法の運用の結果（利益・損失）は、あなた様ご自身の判断で商品別配分変更を行った成果とみなされます。

【記入例】
商品001（40%）、商品002（0%）、商品003（60%）の場合

商品番号	配分割合	
001	40	%
003	60	%
～		%
合計	１００	%

＜個人情報の「利用目的」＞
当社における加入者などに関する個人情報の利用目的は以下のとおりです。
1．確定拠出年金制度に係る運営管理業務およびその付随業務の遂行。
2．確定拠出年金業務の運営に携わる関係機関に対する情報の提供。
　ただし、以下の要件のいずれかを満たす場合。
　ⅰ）法令に基づく場合
　ⅱ）当該関係機関の確定拠出年金に係る業務の遂行に必要な場合
　ⅲ）ご本人にご同意いただいた場合
なお、国民年金基金連合会および当社を含む運営管理機関は、確定拠出年金法において、確定拠出年金に係る業務の遂行に必要な範囲内で加入者等の個人情報を保管、使用しなければならないこととされています。

◆ No.0082118-A 19.01

《JIS&T使用欄》

強制区分
□１：強制

照会
・　・

1 記入された年月日を**西暦で**ご記入ください。

2 合計が 100% となるようにご記入ください。

○確定拠出年金 配分指定書（個人型）
：掛金について運用商品の配分をご指定いただくための書類です。加入（掛金を積み立てること）のお手続きを希望する方は必ずご記入ください。
ご記入内容を訂正される場合は二重線で抹消し、余白に訂正後の内容を記入してください。訂正印（署名）は不要です。